

公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団
令和 8 年度 第 1 回理事会議事録

- 1 日 時
令和 8 年 6 月 1 日（月） 午後 3 時～午後 4 時 20 分
- 2 場 所
名古屋ガーデンパレス 5 階 松の間
- 3 理事現在数及び定足数
現在数 11 名、定足数 6 名
- 4 出席理事
伊藤靖祐、加藤義彦、山崎拓史、大脇豊彦、笹野大栄、長岡龍男、松岡明範、水越省三
計 8 名
- 5 理事以外の出席者
監 事 伊藤秀樹、久志本修一
事務局員 鈴木 篤、大塚あゆみ
- 6 議 案
 - (1) 第 1 号議案 令和 7 年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告について
 - (2) 第 2 号議案 令和 7 年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支決算について
 - (3) 第 3 号議案 定時評議員会の開催日及び議案について
 - (4) 第 4 号議案 資産運用委員会委員の選任について
- 7 議事の進行等
 - (1) 議長の選出
定款第 39 条の規定により、理事長 伊藤靖祐が議長となり議事を進行した。
 - (2) 定足数の確認
午後 3 時現在、理事現在数 11 名中 8 名の出席があり、定款第 40 条の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。
- 8 議事の経過の概要及び議案別議決の決議
 - (1) 第 1 号議案 令和 7 年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告について
 - (2) 第 2 号議案 令和 7 年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支決算について
議長の指示により、事務局長が両議案を一括して資料に基づき説明した。
議長の求めにより、伊藤監事が資料の監査報告書に基づき報告した。
議長が、意見・質問を求めたが発言はなく、議長が挙手により第 1 号議案の賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。
続けて、議長が挙手により第 2 号議案の賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり

り承認された。

(3) 第3号議案 定時評議員会の開催日及び議案について

議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長が、意見・質問を求めたが発言はなく、議長が挙手により第3号議案の賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。

(4) 第4号議案 資産運用委員会委員の選任について

議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長が、意見・質問を求めたが発言はなく、議長が、各候補者ごとに賛否を求めたところ、いずれの候補者も全会一致で原案のとおり承認された。

9 協 議

「資格喪失報告書兼退職手当資金給付請求書」届出の取消及び資格異動等の遡及処理について

議長から、「資格喪失報告書兼退職手当資金給付請求書」の届出の取消について文書で申出のあったA学園に加え、本日午前中に電話で連絡のあったB学園からの申出についても同種の案件であるため、同様に協議し、理事会としての方針を決定していきたいとの説明があった。また、その方針に基づき届出を受理すべき事案であるとの意見が多数であれば、協議から審議に切替える旨の発言があった。

その後、議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明し、説明後、理事長が久志本監事に法的見解を求めた。

◎久志本監事

届出の意思表示は民法第95条により錯誤による取消が認められるが、第3項の規定では「重大な過失」があった場合は錯誤が認められない。錯誤の場合の「重大な過失」の考え方は、不法行為の場合と異なるというのが一般的な理解であり、表意者において容易に分かったかどうか重要な判断要素となるとされている。A学園の事例は、60歳の定年後も継続勤務していたため定年に気付かず、今回62歳で喪失の届出の意思表示をしたというのは、「重大な過失」と評価することも可能である。ただし、評価は絶対のものではなく、状況により微妙な面はある。また、錯誤に気付くまでの期間の長短によって絶対的な評価基準とすることは難しいが、長期にわたった場合は、「重大な過失」とより評価されやすいということはある。

その後、議長がA学園について意見・質問を求めたところ、次のとおり発言があった。

◎加藤常務理事

8年3月まで負担金を払っているので、学園が退職手当資金を受け取り、本人に退職金として支払って、領収書をもらい、その上で、本人から相当額を返してもらうなりして学園内で解決できれば問題ないのではないか。

《理事長》

A学園の場合、60歳以降も働いており、負担金も納めてもらっているので、財団としては問題なく処理している。取消については、その都度、判断するのではなく、きちんとしたルールで処理したい。個人的には、出したもの（届出）をなかったことにしてほしいというのはどうかと思う。

◎山崎常務理事

財団として、いったん決算したものを遡って直すのはおかしいことになる。

次に、議長がB学園について意見・質問を求めたところ、次のとおり発言があった。

◎加藤常務理事

届出を受理しないとすると、学園が今回受け取った退職金を預かって、(退職時に)差額を補填することになると思われる。

◎久志本監事

「重大な過失」の評価について、A学園の事例は定年なので明らかなことであるが、B学園の事例は少し事情が異なり、必ずしも重大な過失が認定できるとは言いきれない。しかし、財団の評価として、「すでに届出をし、お金まで受け取っている場合は、取消を認めない。」として法的安定性を重視するといえるのであれば、それはそれでよいのではないか。

◎水越理事

学園の中で、当事者とよく話し合って処理していただくしかないのではないかと。

《事務局》

B学園からは、届出の取消が認められないと本人に不利益が生じるとの話があった。

◎加藤常務理事

なぜ6月1日になっての連絡になったのか。また、こうした事例の場合、これまではどこまで許容してきたのか。

《事務局》

B学園では3月31日に本人に退職金を支払っているため、処理済みとの認識であったかもしれない。また、これまでは、届出はしたが財団から学園にお金が支払われる前までに連絡が入ったものについて、届出の取消は認めている。

《理事長》

書類を出しただけ(お金を受け取っていない)なら、「重大な過失」ではないのではないかと。

以上の議論を踏まえ、理事長が「資格喪失報告書兼退職手当資金給付請求書(5号様式)の届出の取消の申出は、財団からお金が支払われ、年度を越えた場合は、特段の事情がない限り、取消を認めないという方針にしてはどうか。」と発言した。参加者から異議はなく、この方針を理事会決定とすることが承認された。

そこで、まず、A学園について諮ったところ、「特段の事情」についての意見もなく、全会一致で、理事会方針のとおり不受理とすることで賛同を得た。

次に、B学園について諮ったところ、次のとおり発言があった。

◎山崎常務理事

退職しなかった職員についても財団から資金を受け取っているが、そのお金はどのように処理されるのか。本人の領収書はどうなるか。また、その職員は今後どのような取扱いになるか。

《事務局》

おそらく本人には退職金は払われず、学園で留保しておくのではないか。その場合、本人の領収者は提出できないため、学園が預かっている旨の書類の提出を求めざるを得ない。

◎松岡理事

「重大な過失」の線引きをどこに引くかの問題になる。

《事務局》

A学園とB学園の違いは、錯誤の対象者に退職金を支払うことができるか、できないかである。

《理事長》

判断基準は、書類を基本にしておかないと恣意的になりかねない。

◎水越理事

その時点で辞めると言って、財団に届出を出したという事実がある。

◎久志本監事

（「重大な過失」の線引きに当たり）「職員の退職は知っていて当たり前のことで、（退職したと思っていた職員が）退職していなかったというのはあり得ない。」とする考え方もある。

◎松岡理事

払ってしまったものはダメということを優先するということですね。

◎長岡理事

学園で起こったことは、学園で処理してくださいとするのが一番だということ。

以上の議論を踏まえ、議長が、B学園について諮ったところ、「特段の事情」についての意見もなく、全会一致で、理事会方針のとおり不受理とすることで賛同を得た。

10 報 告

（1）公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団評議員（令和8年度～11年度）推薦方法について

議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長が、意見・質問を求めたが、特段の意見等はなかった。

（2）平成26年度から令和6年度までの愛知県私学教職員退職基金補助金の一部返還について

議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長が、意見・質問を求めたが、特段の意見等はなかった。

（3）公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団の事業等の概要について

議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長が、意見・質問を求めたが、特段の意見等はなかった。

11 その他

議長が、議案以外の報告、発言等を求めたが、特に発言はなかった。

以上の議事を明確にするため、出席した理事及び監事は記名押印する。

令和8年6月1日

理 事 長	伊 藤 靖 祐	印
-------	---------	---

常務理事	加 藤 義 彦	印
------	---------	---

常務理事	山 崎 拓 史	印
------	---------	---

理 事	大 脇 豊 彦	印
-----	---------	---

理 事	笹 野 大 栄	印
-----	---------	---

理 事	長 岡 龍 男	印
-----	---------	---

理 事	松 岡 明 範	印
-----	---------	---

理 事	水 越 省 三	印
-----	---------	---

監 事	伊 藤 秀 樹	印
-----	---------	---

監 事	久 志 本 修 一	印
-----	-----------	---